

府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の住環境の向上及び定住人口の増加を図るため、住宅の修繕等を行う者に対し、予算の範囲内において府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に居住し、又はしようとする子育て世帯（15歳に到達する日以後の最初の3月31日までにある者とその者を監護する者とが同居する世帯及び妊婦を有する世帯をいう。以下同じ。）の世帯主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 世帯員全員が過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 世帯員全員に町税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、自己の居住のために町内に所有する一戸建て住宅について、子育てにおける住環境改善のために行う次に掲げる工事とする。

- (1) 子育てにおける快適性の向上を図る工事（内装工事・断熱性能向上工事・段差解消工事など）
- (2) 住宅内での子どもの安全性の向上を図る工事（防犯対策工事・転落防止柵設置工事など）
- (3) 子育てでステージの変化に伴う改修工事（間取り変更工事など）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事については、補助の対象としない。

- (1) 専ら居住の用に供する部分以外の工事
- (2) 建築後1年を経過していない住宅に係る工事
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物に係る工事
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けていない住宅に係る工事
- (5) 町内に事業所を有しない法人又は町内に居住しない個人事業者が行った工事
- (6) 自己又は自己の経営する法人において行った工事

(7) 過去に補助金の対象となった住宅に係る工事
(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施のために直接要する費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 家庭用電化製品の購入及び設置に係る費用
- (2) 電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具の購入及び設置に係る費用
- (3) 電話、インターネット、テレビ等の配線工事費
- (4) 照明器具や家具を固定する機器の購入費
- (5) テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び設置に係る費用
- (6) 高効率給湯器の設置費
- (7) 太陽光発電設備の設置工事費
- (8) 下水道へのつなぎ込みに係る排水設備工事費
- (9) 門、塀、カーポート、植栽等の外構に係る工事費
- (10) 設計図書の作成その他諸手続に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町税に滞納がないことを公簿等により確認できるときは、第7号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 工事計画書（様式第2号）
- (2) 実施計画図
- (3) 工事費内訳書
- (4) 工事着手前の写真
- (5) 工事を行う住宅の位置図
- (6) 工事請負契約書又は見積書の写し
- (7) 町税に滞納がないことがわかる書類
- (8) 妊婦を有する子育て世帯にあっては、母子保健法（法律第141号）第16条に規定する母子健康手帳の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは府中町子育てあん

しん住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業変更承認申請書（様式第5号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業完了期日変更報告書（様式第7号）により遅滞なく町長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 工事竣工後は、転勤等やむを得ない事情があると町長が認める場合を除き、3年以上継続して居住しなければならない。

（変更等の承認）

第9条 町長は、前条第1号の変更を承認したときは府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業変更承認通知書（様式第8号）により、同条第2号の中止又は廃止を承認したときは府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第10条 補助対象事業の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

（帳簿等の整備）

第11条 規則第9条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助対象事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（実績報告）

第12条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号）
- (2) 実施計画図（申請時と変更がない場合は不要）
- (3) 工事費内訳書（申請時と変更がない場合は不要）
- (4) 工事完了後の施工箇所の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（他の補助金との関係）

第15条 他の公費による補助を受けて行う工事は、この事業の対象としない。ただし、当該工事と補助対象事業が明確に切り分けられる場合であって、当該工事に係る補助の対象とならない部分についてはこの限りでない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第5条の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分の補助金については、なお従前の例による。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 補助金交付申請書	第6条
様式第2号	工事計画書	第6条
様式第3号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 補助金交付決定通知書	第7条

様式第4号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 補助金不交付決定通知書	第7条
様式第5号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 変更承認申請書	第8条
様式第6号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 中止（廃止）承認申請書	第8条
様式第7号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 完了期日変更報告書	第8条
様式第8号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 変更承認通知書	第9条
様式第9号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 中止（廃止）承認通知書	第9条
様式第10号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 実績報告書	第12条
様式第11号	事業報告書	第12条
様式第12号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 補助金額確定通知書	第13条
様式第13号	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業 補助金請求書	第14条

様式（省略）